

## 院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル（松原市三師会用）

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

### <処方変更に関わる原則>

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する
- 医療用麻薬、抗がん剤、覚せい剤原料については、対象外とする。

### 1. 変更調剤

変更により、薬価が高くなるまたは患者負担が増加する場合は、必ず患者の同意を得ること

#### ① 銘柄

「変更不可」の指示がある処方を除いて、薬剤師の判断と責任の下で、同一主成分が含有されているすべての銘柄間の変更調剤を可能とする。

先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品も可。

保険薬局に在庫がないという理由での変更は不可。

#### ② 規格・剤形

安定性、利便性が向上する場合、内用薬および貼付剤に限って剤形を変更できる。

また、別規格製剤がある場合の変更は、処方量の合計が変わらない場合のみ変更できる。

例)

- ・錠剤 ⇔ OD錠、細粒、顆粒、液剤、カプセル
  - ・ロキソプロフェンテープ 100mg ⇔ ロキソプロフェンパップ 100mg
  - ・5mg錠 1回2錠 ⇔ 10mg錠 1回1錠
  - ・40mg錠 1回半錠 ⇔ 20mg錠 1回1錠
  - ・リンデロンVG軟膏（5g）×4本 ⇔ リンデロンVG軟膏（10g）×2本
  - ・アドフィードパップ 40mg（7枚）6P ⇔ アドフィードパップ 40mg（6枚）7P
- ※外用薬の剤形変更は疑義の対象とする。（軟膏→クリーム等）

## 2. 処方日数（数量）

### ①残薬調整のための投与日数短縮

薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数（数量）を薬剤師の責任で減数（減量）することを可能とする。

但し、削除・追加・投与日数延長について、プロトコルでの対応は不可とする。

（疑義照会で対応）

②インスリン用の針については、次回処方日までに限り数量の増減を行うことができる。

③隔日投与、週 1 回服用製剤、曜日指定投与等、他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の適正化（薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合）

## 3. 一包化・粉砕・混合調剤

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、患者に十分な説明を行ったうえで調剤可能とする。但し、一包化・粉砕・混合加算を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること。

## 4. 医師への報告方法

薬剤師から医師へ「プロトコルに基づく疑義照会報告書」を FAX にて行う。

※情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載すること。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底すること。

※アドヒアランスに問題があると判断し、残薬調整を行った場合は、医師へ情報提供を行うこと。

### 《参考》 薬剤師法 （処方せんによる調剤）

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

## 合意書

(一社)松原市医師会会員及び(一社)松原市歯科医師会会員の医師と(一社)松原市薬剤師会は、薬剤師法第23条第2項の取り扱いについて、下記の通り合意した。  
なお、保険薬局での運用において、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

### 記

- 1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について、以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。
  - ①成分名が同一の銘柄変更(変更不可の処方を除く)
  - ②内用薬・貼付剤の剤形変更(変更不可の処方を除く)
  - ③内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更(変更不可の処方を除く)
  - ④取決め範囲内での日数短縮・日数適正化
  - ⑤一包化、半錠、粉碎あるいは混合
  - ⑥その他、合意事項
- 2 開始時期について  
開始時期： 2020年 10月 1日
- 3 合意の解除、内容変更について  
合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

以上

年 月 日

住所  
名称  
代表者

印

住所 松原市田井城1丁目1-40 松原市立保健センター3階  
名称 一般社団法人松原市薬剤師会  
代表者 会長 磯野 元三

